

建築物省エネ法の一部施行(H29.4.1)により同法の規定が建築基準関係規定となることに伴い、必要な告示の制定・改正を行った

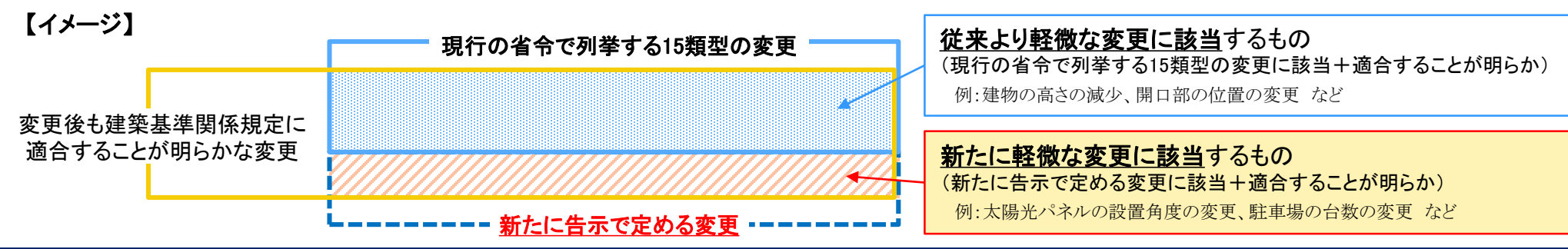
軽微な変更に係る告示の制定

- 建築確認を受けた建築物の計画の変更を行う場合、再度建築主事等の確認が必要。ただし、「軽微な変更」については確認不要。 ※軽微な変更…省令で列挙する15類型の変更で、かつ、変更後も建築基準関係規定に適合することが明らかなもの。
- 現行の省令では、典型的な軽微な変更の類型を定めているが、建築物省エネ法に係る変更など、その他にも軽微な変更として扱うことが適当なものに対応するため、「軽微な変更」の類型に国土交通大臣が定めるものを追加したところ(今般の整備省令で措置)。
- これに基づき、建築基準関係規定(建築基準法令を除く。)のみに係る変更を軽微な変更として扱うことを可能とするため、以下のとおり、軽微な変更となるものを定める告示を制定した。

<告示で定める軽微な変更>

以下の規定に係る変更であって、建築基準法令の規定に係る変更を伴わないもの

施行令第9条各号に掲げる法律(駐車場法、屋外広告物法等)、バリアフリー法、都市緑地法、建築物省エネ法の規定



指針告示・チェックリスト告示の改正

建築確認や完了検査において、建築主事等が建築物省エネ法への適合を審査することとなることに伴い、これらの手続に関する以下の告示を改正し、建築物省エネ法を位置づける。

- ・「確認審査等に関する指針」(平成19年国土交通省告示第835号)
建築確認や完了検査を行う場合に確認すべき図書及び書類等を定めている。
- ・「確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件」(平成19年国土交通省告示第885号)
指定確認検査機関が建築確認・完了検査を行った場合に、特定行政庁に提出するチェックリストの様式を定めている。